

神奈川県医療施設耐震整備事業費補助金交付要領

神奈川県医療提供体制施設整備費補助事業交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第7号に規定する医療施設耐震整備事業に関し必要な事項について次のとおり定める。

1 補助率

要綱第3条第3号に規定する補助率は、0.5とする。

ただし、医療提供体制施設整備交付金交付要綱における医療施設等耐震整備事業の国の交付率が0.5に満たない場合は、予算の範囲内で別途調整する。

2 提出書類の様式

- (1) 要綱第4条に規定する補助金交付申請書は、第1号様式のとおりとする。
- (2) 要綱第11条に規定する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書は、第2号様式のとおりとする。
- (3) 要綱第7条に規定する事業変更（中止、廃止）承認申請書は、第3号様式のとおりとする。
- (4) 要綱第9条に規定する遂行状況報告書は、第4号様式のとおりとする。
- (5) 要綱第10条に規定する事業実績報告書は、第5号様式のとおりとする。